

別府市税条例改正(入湯税超過課税)の経過について

1 市議会上程までの経過

基幹産業である「観光」を基軸に「儲かる別府」を実現するべく、旅館ホテル業関係者及び観光産業の有識者をはじめ幅広い部門からの委員による「別府のみらい検討会議」を設置し、別府観光を取り巻く課題や可能性を共有し、将来に向けて取り組むべき事項を整理するために、平成 29 年 10 月 27 日以降、6 回の会議を開催した。これまで、別府観光の課題の克服と可能性、別府市の財政状況や行財政改革の取組み等について協議を行い、その後、観光振興のための新たな財源確保の方法として入湯税の引上げについて集中的に検討を行い、平成 30 年 2 月 16 日に別府市長へ「入湯税引上げに関する提言」(後述資料参照)を提出した。

2 月 19 日に庁内会議を開催し、以下を確認し、税率等の市税条例改正案について決定を行い、3 月議会に上程した。

- (1) 提言では入湯税の引上げの是非については、一部に慎重な意見があったため無理に結論付けされなかったが、多くの委員は将来の観光振興のためには入湯税の引上げは妥当であるという考えであったと判断する。
- (2) 基幹産業である観光産業を推進し、将来に向けての市民生活の維持・安定を図るため、観光振興等の目的税である入湯税の超過課税を実施し、安定的な自主財源としての観光予算を確保する。

3 月 13 日、市議会本会議で原案のとおり議決される。

2 市議会での主な質疑内容

- Q なぜ、この時期に入湯税を引上げる必要があるのか。
- A ・観光振興のための自主財源確保を図るため、現在、全国の主要温泉都市で検討されている。
- ・RWC2019、オリパラ開催など絶好の機会を目前に速やかに新たなる観光需要への対応が必要である。
 - ・条例改正が遅れば、観光施策の実施も遅れてしまうため、この時期に入湯税引上げを実施することを判断した。

- Q 納税義務者と特別徴収義務者より一定の理解を得るためにどのような取り組みを行うのか。しっかりと説明責任を果たし、旅館ホテルスタッフの負担を最小限にしていきたい。
- A
- ・納得される使い方をしていくために、ポスター、リーフレット、市ホームページ等で入湯税全体の使途実績などを広報する。また、観光客へのアンケート等で別府観光への要望の把握を行い、使途協議の参考とする。
 - ・特別徴収義務者に対しては今後各組合単位で説明会を開催する。
 - ・わかりやすいポスター、リーフレットの作成を行うことにより、旅館ホテルスタッフの方の説明負担の軽減を図る。入湯税の認知度を高め、納税義務の周知を図りたい。
- Q 支払ったお客様が納得される仕組みにしてほしい。
- A
- ・入湯税を納めていただく宿泊者等の目線に立って決めていくことが大原則である
 - ・考えられる使い方としては、①温泉資源の保護・確保②観光客の快適性の確保③観光客の安全・安心の確保などであり、具体的には今後設置される公民一体の新しい組織で協議される。
- Q 宿泊料金等が 6,001 円以上を超過課税としているが、6,000 円で線引きした理由は。
- A 別府のみらい検討会議の提言である「宿泊料金等が低い部分は負担が軽減されるように累進性を保ち、一定の料金以上は一律であれば事業者の理解が得られる」を尊重して税率を決定した。改正案で据置きとなる 6,000 円以下の特別徴収義務者は、全体が 149 事業者のうち、4,501 円以上 6,000 円以下が 32 事業者（6,000 円以下 64 事業者）と団塊となっていることから、6,001 円以上を超過課税とした。
- Q 税率の改正に伴い、経理システムの改修等の負担が予測されるが、特別徴収義務者への補助金等の対応を考えているか。
- A 税率改正に伴い、経理システム等の費用負担が発生することが想定されるため、特別徴収義務者への費用負担についての調査を行い、実態を把握して対応について検討したいと考える。

3 市税条例改正の内容

(1) 税 率	1,500 円以上 2,000 円以下	50 円	} 現行据え置き
	2,001 円以上 4,500 円以下	100 円	
	4,501 円以上 6,000 円以下	150 円	
	6,001 円以上 50,000 円以下	250 円	} 超過課税
	50,001 円以上	500 円	
(2) 施行日	平成 31 年 3 月 31 日までに施行（公布日：未定）		
(3) 課税期間	施行日より 5 年		

【説明】

■税率については、提言内容である「低料金の宿泊料金帯で一定の累進性を保ち、一定の料金以上が一律の税率」を尊重し、宿泊料金等が 6,000 円以下は累進性のある現行税率のままとし、6,001 円以上を 250 円の同率税率とした。なお、高額な宿泊料金については負担能力に見合った税負担を求めるべきとして、50,001 円以上は 500 円の税率を設定した。

■施行日は、提言内容である「実施する場合については、特別徴収義務者の営業行為に支障が起ることのないよう」に関係者の意見を聞き取り、1 年以内の適切な時期に施行するものとする。

■課税期間は、施行日より 5 年間とし、定期的に検証しながら見直しや継続の判断を行うものとする。

■超過課税部分の増額は、現在市民税課で把握している宿泊料金（平日最低料金）で平成 27 年度課税額ベースにて試算すると、約 1 億 5,300 万円の増収が見込まれる。